クレンツ不動産開発株式会社 代表取締役 髙尾 幸雄 様

京都市長 桝 本 賴 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について(通知)

平成14年7月26日付けで届出のあった大規模小売店舗について,大規模小売店舗立地法 (以下「法」という。)の規定により,下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフ太秦店 京都市右京区太秦安井池田町18-4他13筆
- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに,大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成11年通商産業省告示第375号)(以下「指針」という。)を勘案し,届出書類を総合的に検討したところ,本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し,市は意見を有しないものとします。

# 3 付帯意見

今後は,法第10条に規定するところにより,また,周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても,周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い,当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

### 意見理由

## 1 現在の状況(立地状況・既存の問題点等)

当該商業施設は,都市計画上の第一種住居地域に立地しており,北側に道路を隔てて 右京ふれあい文化会館,東側及び南側には低層住宅が立地しているほか,西側には,御 室川を隔てて国道162号が位置している。

#### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において,営業時間終了後における駐車場,駐輪場を含む敷地内の管理,地下駐車場への車路における車両滞留及び退店車両の左折退場が徹底されていないことに対する苦情,搬入車両の作業時間の短縮及びアイドリングストップ対策の充実に関する要望,防音壁の一部が損壊していることの指摘などの質疑が交わされた。

## 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は、地域コミュニティ等の破壊や騒音、青 少年問題を懸念するものの1件であった。

意見の概要については,以下のとおりである。

- ・地元商店の閉鎖を招くことによって,地域コミュニティや生活文化等の破壊が懸念される。
- ・店舗周辺の騒音の増加や営業時間終了後の青少年の徘徊,非行等が懸念される。

### 4 市の見解

今回の変更計画における,指針に掲げる事項との関連では,営業時間の延長等により,一日あたりの総来客数が増加し,駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること,廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、営業実績から現在の容量で対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては,変更前の営業時間に対する増加時間の割合が20%であり,変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が0.79 d B と大きくないことや,室外機等の増設や位置の変更がないことから,周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお,今回の説明会等で地元から数多くの意見が出された営業時間終了後の管理につ

いては,大規模小売店舗立地審議会の中で,届出者から地元との連絡体制の充実を図るなど,すでに改善が行われている旨の説明がなされた。今後も引き続き,営業時間終了後において,着実な管理が行われるよう留意することが望まれる。